

## 入札における最低制限価格(低入札価格調査基準価格)について

### 工事

最低制限価格の算定は、予定価格の75～92%の範囲内において、原則として以下の算式により設定します。

$$\langle \text{直接工事費の} 97\% \rangle + \langle \text{共通仮設費の} 90\% \rangle + \\ \langle \text{現場管理費の} 90\% \rangle + \langle \text{一般管理費等の} 68\% \rangle$$

※建築工事（建築設備工事を含む）については、直接工事費に現場管理費に相当する額（以下「現場管理相当額」という。）が一部含まれているため、予定価格の直接工事費から現場管理相当額を減じた額を直接工事費とし、予定価格の現場管理費に現場管理相当額を加算した額を現場管理費として算定します。

現場管理相当額は、直接工事費と明確に区別できる場合を除き、直接工事費の10分の1（昇降機設備工事は10分の2）とします。

※予定価格の内訳に発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれる場合は、当該費用を算定した額に合算します。

※解体工事においては、上記算式の直接工事費について80%として算出します。

### 測量、設計等

予定価格の75～92%の範囲内で①から④の合計額を原則とします。

業務区分	①	②	③	④
土木関係設計	直接人件費	直接経費	その他の原価の90%	一般管理費等の48%
建築関係設計	直接人件費	特別経費	技術料等の60%	諸経費の60%
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費の48%	—
地質調査	直接調査費	間接調査費の90%	解析等調査業務費の80%	諸経費の48%

### その他

建物管理委託については、労働時間と最低賃金から算出した最低制限価格を設定する場合があります。